

標題

Cayman Islands, Saudi Arabia, Belize, Marshall Islands,
Kuwait, Cyprus 及び Vanuatu 籍 船に搭載される
Immersion suits について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0673
発行日 2006 年 10 月 6 日

各位

ケイマン諸島、サウジアラビア、ベリーズ、マーシャル諸島、クウェート、キプロス及びバヌアツ各国政府より当該国籍船に搭載される Immersion suits に関しまして、以下の通り通知されましたのでお知らせ致します。

1. ケイマン諸島籍

- (1) 定員分のイマーションスーツの数は、Form E の 2.1 “Total number of persons for which life-saving appliances are provided ”に明記された数とする。
- (2) 少なくとも2つのイマーションスーツを追加として備える。
- (3) イマーションスーツは非常時に容易に使用できる場所に設置する。
- (4) 追加のイマーションスーツは船橋と機関室に設置することを推奨する。

2. サウジアラビア籍

イマーションスーツの搭載が免除される温暖海域は、北緯 30 度及び南緯 30 度の間の海域とする。

3. ベリーズ籍

- (1) “Remotely located station”とは、船橋、機関室及び通常イマーションスーツを収納する場所から水平に計測して 100m を超える場所にある見張り場所及び作業場所をいう。
- (2) 温暖海域とは海水温度が 20 度を超える範囲でおおむね変化する海域で北緯 30 度及び南緯 30 度の間の海域とする。
- (3) イマーションスーツは非常招集場所や乗艇場所又は各居室に容易に使用できるように設置し、設置場所を明確に示すこと。
- (4) 乗組員に要求されるイマーションスーツに加えて、船橋及び機関室にそれぞれ少なくとも2つ及び前(1)の場所に 2 つのイマーションスーツを備える。
- (5) それぞれの乗組員に対し1つのイマーションスーツが要求される。そのスーツは LSA code に適合し、また各乗組員に適したサイズを備える。
- (6) イマーションスーツの配置及び収納の変更は、ISM に関する証書を発給した団体による裏書きが必要な手順書及び指示書の改正を伴うことに注意する。
- (7) Reg.IX/1 に定義されるばら積み貨物船を除く船舶が温暖海域を航行する場合には、主管庁によりイマーションスーツ搭載の免除を受けることができる。
- (8) 温暖海域を航行し、MSC Circ.1046 に規定される北緯 30 度及び南緯 30 度の海域から外れる海域でイマーションスーツの搭載を既に免除されている船舶は、新たに免除の適用を受けること。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

4. マーシャル諸島籍

- (1) 通常の作業場所とは乗組員が見張り以外の通常の業務を行う場所である。例えば、制御室、機械室、調理室、事務所などがある。非常時において乗組員が割り当てられたイマーシヨンスーツを容易に取り出せない場合は、これらの場所は離れていると見なされる。
- (2) イマーシヨンスーツの搭載が免除される温暖海域は、北緯 30 度及び南緯 30 度の間の海域とする。
- (3) immersion suits や thermal protective aids は船長により割り当てる。それらは lifejacket と共に備えることが望ましい。

5. クウェート籍

- (1) 追加のイマーシヨンスーツは、救命胴衣と同様に離れた作業場所に備える。また SOLAS Chapter III Reg.31.1.4 で要求される追加の救命筏には、少なくとも3つのイマーシヨンスーツが要求される。
- (2) 通常イマーシヨンスーツが収納されている場所から 50m 離れた作業場所や見張場所(例えば船橋や機関室)がある場合には、当該場所に追加のイマーシヨンスーツを備える。

6. キプロス籍

- (1) イマーシヨンスーツは全ての乗組員に対し備えられなければならない。
- (2) 救命胴衣として分類されるイマーシヨンスーツであっても、SOLAS Chapter III Reg.7.2 で要求される救命胴衣を備える。
- (3) SOLAS Chapter IX Reg.1 に定義されるばら積み貨物船を除く船舶が温暖海域を航行する場合には、イマーシヨンスーツ搭載の免除をすることができる。ここでいう温暖海域とは以下の海域をいう。
 - (i) 北緯 30 度と南緯 30 度の間
 - (ii) 北緯 35 度以南の地中海
 - (iii) 4 月 1 日から 10 月 31 日の期間の地中海
 - (iv) 前(i)及び(ii)を除くアフリカの沿岸 20 海里以内
- (4) “Workstation”とは航行時に日常的に作業を行う場所をいい、通常見張りを行う場所を除く。“Remotely located workstation”とは通常イマーシヨンスーツを収納する場所から水平に計測して 100m を超える場所にある“Workstation”をいう。“Remotely located workstation”及び SOLAS Chapter III Reg.31.1.4 で要求される救命筏には、それぞれの場所に少なくとも 2 つのイマーシヨンスーツを備える。
- (5) “Watch station”とは通常見張りを行う場所をいう。“Remotely located watch station”とは通常イマーシヨンスーツを収納する場所から水平に計測して 50m を超える場所にある“Watch station”をいう。“Remotely located watch station”には少なくとも 2 つのイマーシヨンスーツを備える。
- (6) イマーシヨンスーツは容易に接近できるよう積み付け、その収納場所は明確に示すこと。救命設備図はそれに従って修正すること。
- (7) イマーシヨンスーツの収納方法は、次の 2 つとする。

(次頁に続く)

- (i) 収納場所: 居住区内又は外の箱又は容易に接近できる倉庫(召集場所又は乗艇場所への経路又はその付近)にイマーシヨンスーツを収納する。
数量: この場合、搭載するイマーシヨンスーツの数は、安全設備証書の”Total Number of Persons For which LSA is provided”に記載される数とする。さらに前(4)と(5)で要求されるイマーシヨンスーツを追加する。
 - (ii) 収納場所: 各居室にイマーシヨンスーツを収納する。
数量: この場合、搭載するイマーシヨンスーツの数は、安全設備証書の”Total Number of Persons For Which LSA is provided”に記載される数とする。さらに船橋と機関室にそれぞれ少なくとも 2 つのイマーシヨンスーツを備える。また前(4)と(5)で要求されるイマーシヨンスーツを追加する。
- (8) Circular No.12/2006 により 2005 年 10 月 4 日発行の Circular No. 25/2005 (2005 年 11 月 16 日発行の弊社テクニカルインフォメーション TEC-0643 の 1.キプロス籍船に搭載される Immersion suits)は絶版とする。
- (9) Circular No.12/2006 をキプロス籍船に備える。

7. バヌアツ籍

船橋、機関室(又は機関室の要員が容易に接近できる場所)並びに、通常の作業場所および見張りを行うその他の場所に各要員分のイマーシヨンスーツを備える。さらに、上記のそれぞれの場所に 1 つの予備を備える。ただし、それぞれの場所のイマーシヨンスーツの数は、少なくとも 2 つとする。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp